

改正	平成7年7月10日規則第28号	平成7年11月30日規則第41号
	平成11年3月15日規則第3号	平成12年3月30日規則第16号
	平成12年10月19日規則第53号	平成12年12月25日規則第57号
	平成15年8月25日規則第46号	平成16年3月25日規則第4号
	平成17年9月20日規則第51号	平成18年3月23日規則第11号
	平成19年9月27日規則第39号	平成20年3月27日規則第5号
	平成20年5月15日規則第26号	平成21年3月31日規則第31号
	平成26年9月30日規則第29号	平成27年4月16日規則第35号
	平成27年12月17日規則第54号	

長野県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

長野県福祉のまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県福祉のまちづくり条例（平成7年長野県条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める施設（以下「特定施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

（特定施設整備基準）

第3条 条例第14条第1項の基準（以下「特定施設整備基準」という。）は、別表第2のとおりとする。

（特定施設の新築等の届出）

第4条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定施設新築等届出書（様式第1号）に、付近の見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

（変更の届出）

第5条 条例第16条第2項の規定による届出は、特定施設新築等変更届出書（様式第2号）に、前条に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えてしなければならない。

（届出を要しない変更）

第6条 条例第16条第2項の規則で定める場合は、特定施設整備基準に適合している条例第14条第1項の出入口等の部分の構造又は設備をより安全かつ容易に利用できるものに変更する場合とする。

（適合証の交付の請求）

第7条 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第3号）に、特定施設の特定施設整備基準への適合状況を明らかにした書類を添えてしなければならない。

（身分証明書）

第8条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

（公共的団体）

第9条 条例第25条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人国立病院機構
- (5) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人都市再生機構

- (10) 国立大学法人
- (11) 大学共同利用機関法人
- (12) 日本下水道事業団
- (13) 地方住宅供給公社
- (14) 土地開発公社
- (15) 地方道路公社

一部改正〔平成18年規則11号・19年39号・20年26号・27年35号〕

(書類の経由)

第10条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、届出等に係る特定施設の所在地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

一部改正〔平成12年規則16号・15年46号・16年4号・17年51号・21年31号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第10条までの規定は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月10日規則第28号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年11月30日規則第41号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月15日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月19日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年8月25日規則第46号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日規則第51号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年3月23日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月27日規則第39号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1の1の(9) 店舗の項の改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年5月15日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第31号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第29号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月16日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中長野県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項の改正規定（「(昭和22年法律第164号)」を削る部分を除く。）及び同1の(9) 店舗の項の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定及び第4条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成28年12月1日

(別表第1) (第2条関係)

- 1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分

区分	用途	範囲
(1) 官公庁施設	国又は地方公共団体の事務所	全施設
(2) 社会福祉施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する <u>身体障害者社会参加支援施設</u>	全施設
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設、同条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第12項に規定する自立訓練を行う施設、同条第13項に規定する就労移行支援を行う施設、同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第26項に規定する福祉ホーム	
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設	
	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	
	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設	
	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設	
	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設	
	売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	
	母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター	
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	
	(3) 医療施設	
医療法第1条の5第2項に規定する診療所		病室を有するもの
(4) 教育施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す	全施設

	る学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校	
	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第25条に規定する職業訓練施設又はこれらに類する訓練若しくは養成を目的とする施設	
(5) 文化施設	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館	全施設
	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館若しくは同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はこれらに類する施設	
(6) 公共の交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全施設
(7) 宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	一の建築物におけるその用途に供する部分の床面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が1,000平方メートル以上のもの
(8) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	用途面積が500平方メートル以上のもの
	遊技場	
(9) 店舗	銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他の金融機関の店舗	全施設
	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業を営む店舗	
	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業を営む店舗	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	飲食店	用途面積が500平方メートル以上のもの
	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所	用途面積が100平方メートル以上のもの
	美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	
(10) その他	集会場又は公会堂	全施設
	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設（練習場を含む。）	

	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上のもの
	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置（以下「特殊装置」という。）のみを用いるものを除く。次表において「自動車車庫」という。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの
	公衆便所	便所の数（増築の場合にあつては、増築後の数）が3以上のもの
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	全施設
	第9条に規定する公共的団体の事務所	
	共同住宅	住戸の数（増築の場合にあつては、増築後の数）が51以上のもの
(11) 複合施設の共用部分	区分欄の(1)から(3)まで及び(5)から(10)までの区分に応じてそれぞれ用途欄に掲げる用途（共同住宅を除く。）のうち2以上の異なる用途に供する部分が存する建築物で、それらの用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものの共用部分	全施設

2 道路等

区分	用途	範囲
(1) 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（専ら自動車の交通のために供するものを除く。）	全施設
(2) 公園	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	全施設
	遊園地、動物園又は植物園	
(3) 路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物以外のもの（特殊装置のみを用いるものを除く。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

一部改正〔平成7年規則28号・41号・11年3号・12年16号・53号・57号・19年39号・20年5号・26年29号〕

(別表第2) (第3条関係)

1 特定施設のうち建築物に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口又は不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。（2）において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下この表において「車いす使</p>

	<p>用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (ウ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
<p>(2) 廊下その他これに類するもの (以下この表において「廊下等」という。)</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。こと。 ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の(1)に定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあつては、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口がある階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路にあつては、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。こと。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (イ) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること(共同住宅の場合を除く。)。 (ウ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。 (エ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 エ (2)のウの(ウ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあつては、90センチメートル)以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1)を超えないこと。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合にあつては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。 (キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。こと(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。 (ク) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。 オ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から案内所又は案内標示等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所までの廊下等には、視覚障</p>

	<p>害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(3) 階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 主たる階段には、回り階段を設けないこと。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(エ) つまづきにくい構造とすること。</p> <p>(オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。こと等により段を識別しやすいものとする。こと（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。</p> <p>(カ) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。</p>
<p>(4) 昇降機</p>	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設（複合施設の共用部分以外の特定施設の場合にあつては、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ アに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。こと。</p> <p>(エ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(オ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(カ) かご内の側板には手すりを設けること。</p> <p>(キ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(ク) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(ケ)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(サ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメ</p>

	<p>ートル以上とすること。</p> <p>(シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(ス) アに規定するエレベーターを設置した旨を、乗降ロビーに見やすい方法で表示すること。</p>
(5) 便所	<p>ア 便所のうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上）は、次に定める基準に適合するもの（用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設（公衆便所又は複合施設の共用部分の場合を除く。）にあつては、(ア)のb及び(オ)に定める構造のもの）とすること。</p> <p>(ア) 次に定める構造の便房（以下この表において「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。</p> <p>a 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(エ) 車いす使用者用便房を設置した旨を、当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p> <p>(オ) 洗面器を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。</p> <p>イ 小便器のある便所を設ける場合にあつては、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）のある便所を1以上設けること。</p>
(6) 駐車場	<p>ア 車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること（特定施設に付属する駐車場で、特殊装置のみを用いるもの又は駐車台数が25台未満のものを除く。）。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>(ア) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとすること。</p>
(7) 敷地内の通路	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(オ)まで</p>

	<p>に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(ウ) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。</p> <p>エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。</p> <p>(ア) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>オ ウの(イ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。</p>
(8) 客席	<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、席数を200で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。）の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路（ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じた傾斜路を設けること。</p>
(9) 改札口	<p>改札口（公共の交通機関の施設における改札口をいう。）のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。</p>
(10) 案内標示	<p>案内板を設ける場合にあつては、次に定める基準に適合するものと</p>

	<p>すること。</p> <p>(ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとする。</p> <p>(イ) 見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口には、呼出しのための文字による情報を表示する設備を1以上設けること。</p>
(11) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあっては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。

2 特定施設のうち道路に関する基準

部分	基準
歩道	<p>ア 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とする。</p> <p>ウ 段差の切下部分の勾配は、100分の8を超えないこと。</p> <p>エ 次に掲げる部分の段差は、切り下げること。</p> <p>(ア) 歩道の巻き込み部分</p> <p>(イ) 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>オ 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。</p> <p>カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にあつては、他の部分と対比することができる色調及び明度のものとする。</p>

3 特定施設のうち公園に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	<p>出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
(2) 園路	<p>ア 主要な園路のうち1以上は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。</p> <p>(イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は100分の8を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあつては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(オ) 縁石を切り下げの場合にあつては、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は100分の8を超えないこと。</p> <p>イ 階段を設ける場合にあつては、1の(3)に定める構造に準じたものとする。</p>
(3) 駐車場	<p>ア 車いす使用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場又は駐車台数が25台未満の駐車場を除く。）。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウ</p>

	までに定める構造に準じたものとする。
(4) 案内標示	案内板を設ける場合にあっては、1の(10)のアに定める基準に準じたものとする。

4 特定施設のうち路外駐車場に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	1以上の出入口は、1の(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	ア 車いす利用者用駐車施設を設けること。 イ 車いす利用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。 ウ 車いす利用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。

(備考) 1から4までに定める基準は、地形、敷地の状況、沿道の利用状況その他のやむを得ない理由により当該基準によることが著しく困難であると知事が認める場合又は当該基準に定められていない構造若しくは設備により当該基準によるものと同等以上に安全かつ容易に利用できることと知事が認める場合は、その一部を適用しないことができる。

(別表第3) (第11条関係)

建築物移動等円滑化基準に付加する事項

建築物特定施設	事項
(1) 階段	ア 踊場に手すりを設けること。 イ 主たる階段は、回り階段でないこと。
(2) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(勾配が12分の1以下のものを除く。(5)において同じ。)	縁端部に高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること
(3) 便所	ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物(政令第5条第1号、第9号、第10号及び第19号に掲げるものを除く。)にあっては、便所のうち1以上は、次に掲げる設備を設けること。 (ア) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設け、当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (イ) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。) イ 床面積の合計が10,000平方メートル以上の特別特定建築物(政令第5条第3号から第8号まで及び第11号から第16号までに掲げるものに限る。)にあっては、ベッドその他の障害者等が円滑に衣類等の交換ができる設備を設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 洗面器を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。
(4) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあっては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。
(5) 敷地内の通路	傾斜路の縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

<p>(6) 移動等円滑化経路</p>	<p>ア 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間 50 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分設けること。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。</p> <p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機（政令第 18 条第 2 項第 6 号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かご内の側板には手すりを設けること。</p> <p>(イ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p>
---------------------	---

(様式第 1 号)

(第 4 条関係)

一部改正〔平成12年規則16号〕

(様式第 2 号)

(第 5 条関係)

一部改正〔平成12年規則16号〕

(様式第 3 号)

(第 7 条関係)

一部改正〔平成12年規則16号〕

(様式第 4 号)

(第 8 条関係)

一部改正〔平成12年規則57号〕